

(議事録)

土屋会長 ただいまより令和4年度第3回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。初めに本日の出席委員の状況について、報告をお願いします。

賃金室長補佐 報告します。公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名。合計15名です。

土屋会長 本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

 本日の主な議題は「特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議」と「地域別最低賃金額改定の目安の伝達」です。

 なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により会議を公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開とすることといたします。本日の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

賃金室長補佐 傍聴者は4名です。

土屋会長 では、本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。続いて、配布資料の確認を事務局からお願いします。

賃金室長 本日配布した資料は、資料目次のとおり、No.1～8までとなっています。

 No.1が埼玉県四半期経営動向調査（令和4年4～6月期）です。

 2枚めくったところから下にページ数が打っており、75ページまでめくった次の次がNo.2の埼玉県鉱工業の令和4年5月分です。

 同じく下のページの16ページの次の次からNo.3の意見書となっております。6団体から意見書をいただいております。

 右肩に3-1から3-6までついていて、3-6が1ページから7ページまでついていて、その次がNo.4の埼玉県特定（産業別）最低賃金の改正の決定を求める申出書及び申出協定書の最低額の比較となっております。

 オレンジ色のページまでめくっていただき、その次の次が、No.5の令和3年8月5日付「埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書」記載の要望等に関する対応となっております。

 4枚めくると下にページ数が打っており、49ページの次が、No.6の令和4年度地域別最低賃金の目安について（答申）です。

何枚かめくって、カラーページの次の次が、No.7 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告となっております。

途中からカラーページで、それが終わった次がNo.8 第5回目安に関する小委員会の資料です。

不足のある方は申し出てください。

土屋会長

議題1は特定最低賃金の改正の必要性の有無についての参考人意見聴取です。詳細は事務局からお願いします。

賃金室長

お手元の資料のとおり、今年度は、UACJ 労働組合深谷支部、サンケン電気労働組合、フジアイタック労働組合、富士フィルム労働組合、日産プリンス埼玉販売労組、埼玉県自動車販売店協会から意見書の提出がありました。事務局より読み上げをさせていただきます。

賃金室長補佐

では、資料3をご用意ください。

まず、非鉄金属製造業について、UACJ 労働組合深谷支部からご意見をいただいています。特定最低賃金の改定の必要性は、有りとのことです。必要性の理由については、こちらに記載されているとおりです。

次に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、サンケン電気労働組合からご意見をいただいています。特定最低賃金の改定の必要性は、有りとのことです。必要性の理由についてはこちらに記載されているとおりです。

次に、輸送用機械器具製造業、フジアイタック労働組合からご意見をいただいています。特定最低賃金の改定の必要性については、有りとのことです。必要性の理由についてはこちらに記載されているとおりです。

次に、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業、富士フィルム労働組合からのご意見です。特定最低賃金の改定の必要性については、有りとのことです。必要性の理由については、こちらに記載されているとおりです。

次に、自動車小売業、日産プリンス埼玉販売労組からご意見をいただいています。特定最低賃金の改定の必要性については、有りとのことです。必要性の理由につきましては、こちらに記載されているとおりです。

最後に、自動車小売業について、埼玉県自動車販売店協会から意見書をいただいております。最後の8ページをご覧ください。最低賃金制度に関するご意見・要望として、「最低賃金の急激な引き上げはせず、緩やかにして欲しい」というご意見や、「最近の物価高を考えると、ある程度の引上げは必要と認識している」といったご意見がありました。以上です。

土屋会長

今の意見書について、何かありますでしょうか。
よろしいですか。

それでは、議題2に移りたいと思います。議題2は特定最低賃金の改正の必要性の有無についてです。まず、必要性の有無について労使双方の委員からご意見をいただきたいと思います。まずは労働者委員、次に使用者委員から意見ををお願いします。

柿沼委員

特定最低賃金については、我々から5業種の申出をさせていただいておりますけれども、先ほどのとおり各業種とも必要性有りという意見書の提出があります。また、今年3月の全員協議会の中で、今後の特定最賃について議論をして申し合わせをしたところです。この内容によりますと、申出をする協定書の一番低い額が去年の一番低い額と比べて1円でも上がっていれば、必要性有りの方向で審議するというので、仮に上がっていなかった場合でも、3年間は必要性有りの方向で、という申し合わせがされています。そうしたことから、提出した協定書の内容を資料No.4の表紙に、各業種の今年の協定の下限額と去年の下限額の比較を記載しています。この中で行きますと、非鉄、電子部品、輸送用機械器具、一つ飛ばして自動車小売についてはいずれも1円以上高い協定書になっています。唯一4番の光学機械器具については、1,050円と同額ということになっていますが、現在の光学の特定最賃については、990円ということなので、この一番低い協定書の額と比べても60円の額差があり、金額の優位性は確保されているというふうに捉えています。そうしたことから、5業種いずれも特定最賃については必要性があると我々としては考えています。

土屋会長

それでは使用者委員からお願いします。

廣澤委員

今、柿沼委員からお話がありましたように、3月の申し合わせを元に、No.4の資料を拝見しましたところ、それに該当すると思われるので、必要性有りということで進めてよろしいかと思えます。

土屋会長

他の方々は、特にご意見よろしいでしょうか。

賃金室長

3月の申し合わせの内容につきましては、資料No.4の一番最後についておりますので、そちらをご覧くださいければと思います。

土屋会長

そうしましたら、労働者委員、使用者委員よりご意見をいただきましたが、5業種の特定最低賃金の改正決定について、「必要性あ

り」としてよろしいでしょうか。

(異議なし (全会一致))

土屋会長

改正の必要性について了承されましたので、5業種の特定最低賃金の改正決定について、「必要性あり」として答申することといたします。事務局は答申文の案を読み上げてください。

賃金室長

読み上げます。案 令和4年8月3日 埼玉労働局長久知良俊二殿 埼玉地方最低賃金審議会 会長土屋直樹 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) 当審議会は、令和4年7月28日付け埼労発基 0728 第1号をもって諮問のあった下記5件の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、いずれも改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。記 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 5 埼玉県自動車小売業最低賃金

土屋会長

答申文ですが、ただ今読み上げていただいた事務局案のとおりでよろしいですか。

(異議なし (全会一致))

土屋会長

ご了解いただきましたので、答申することといたします。

(答申文を手交)

土屋会長

次は、議題3 特定最低賃金の改正決定についてです。労働基準部長からお願いします。

労働基準部長

ただ今、会長から「改正決定の必要性あり」との答申をいただきましたので、特定最低賃金の金額改正についての諮問をさせていただきます。

(諮問文を手交)

土屋会長

それでは、事務局から特定最低賃金の改正決定についての諮問文を読み上げてください。

賃金室長

埼労発基0803第1号 令和4年8月3日 埼玉地方最低賃金審議会会長土屋直樹殿 埼玉労働局長久知良 俊二 特定最低賃金の改正決定について（諮問） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記5件の特定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。記 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号） 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号） 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号） 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号） 5 埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第7号）

土屋会長

ただいま金額改正について諮問を受けましたので、特定最低賃金について専門部会を設置して、調査審議を行うことといたします。今後の事務手続き等について、事務局から説明願います。

賃金室長

最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置することになります。専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項の規定により、関係者に対し候補者の推薦を求めなければならないと定められています。

この規定に基づきまして、本日、候補者の推薦公示を行うこととします。推薦の締め切り日は8月22日（月曜日）とさせていただきます。

次に、関係労使からの意見聴取について、ご説明します。

最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものと定められています。そして、その意見聴取の手続きに関しては、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、最低賃金審議会が関係労使の意見を聴く旨及び意見を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出すべき旨を公示することにより行うと定められています。

この規定に基づきまして、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行うこととします。意見書提出の締め切り日は8月22日（月曜日）とさせていただきます。

なお、この公示に基づく意見書の提出があった場合ですが、9月

7日の第1回特定最賃合同専門部会の場合において、ご報告いたします。以上です。

土屋会長

議題4は地域別最低賃金額改定の目安の伝達についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

目安の伝達の前に、昨年度の答申をいただいた際に要望された事項についての対応を説明します。資料No.5をご覧ください。

要望は、大きく分けて①から③までの3点で、①が中小企業支援策、②が28円の最低賃金引き上げに伴う「成果」や「影響」の検証、③が最低賃金審議会の在り方の検討でした。①の中小企業支援策については、aとbの二つに分かれ、aの期間を限定しない助成金の継続については、期間は限定されますが、「雇用調整助成金」の特例措置は、期限の延長を重ね、現在期間を令和4年9月30日までとしています。

続いてbの生産性向上や人材育成支援については、「業務改善助成金」の要件緩和や運用改善を行っております。

また、この周知については、令和3年度に引き続き令和4年度も行っており、その実施状況はNo.5の資料1のとおりです。

さらに、「業務改善助成金」の申請件数の推移の全国と埼玉の数値と、埼玉の規模別申請件数と業種別申請件数、及び業務改善の概要の例をいくつか資料2に載せています。

続きまして②の28円の最低賃金引き上げに伴う「成果」や「影響」の検証につきましては、埼玉県四半期経営動向調査の令和4年1月～3月期において、「最低賃金の引き上げについて」に関する特別調査を実施しており、その結果を資料3として添付しましたのでご覧ください。

また、求人倍率等雇用状況の変化は令和4年度第2回埼玉県最低賃金専門部会で配布する資料No.5の「埼玉労働市場ニュース（令和4年6月分）」をご覧ください。

最後に③の最低賃金審議会の在り方の検討については、令和3年8月5日付「埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書」を本省へ送付して要望するとともに、令和4年6月14日開催の「令和4年度中賃公益委員と地賃公益委員との意見交換」においても、土屋委員、満木委員から中賃公益委員に要望していただきました。

昨年の要望が今年が目安にどの程度反映されているかは、今からご説明する目安の内容でご判断ください。

では、目安についてご説明します。

資料番号が前後しますが、No.8の第5回目安に関する小委員

会が令和4年8月1日に開催され、No.7の小委員会報告がまとめられました。

同報告書が翌8月2日の中央最低賃金審議会に報告され、No.6のとおり答申されました。

今回の目安の考え方について簡単に説明します。資料No.6の別紙1の公益委員見解をご覧ください。

Aランクである埼玉の目安金額は31円となりました。

今年度の目安審議に当たっては、昨年度の地方からの意見・要望を踏まえていただいたようで、「特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基に、審議を行ってきた」とされています。

その中で賃金については、目安審議における重要な参考資料である賃金改定状況調査の第4表①の賃金上昇率が1.5%と平成14年以降最大値であり、今年から新たに使用した第4表③の賃金上昇率も2.1%という高い数字が示されています。更に1.5%、2.1%は高い数字であるが、それでも今年4月以降の急激な消費者物価の上昇が勘案されていない可能性があることにも留意が必要としています。

続いて、労働者の生計費として消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」が今年4月が3.0%、5月が2.9%、6月が2.8%と高い上昇率であり、更に最低賃金近傍で働く労働者にとって影響の高い他の項目はそれ以上の上昇となっているため、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要があるとしています。

また、通常の実業の賃金支払い能力については、各種指標からは、「コロナ前の水準への回復が見られる」、「コロナ禍からの改善傾向が見られる」とされています。

そして最後に、3ページの13行目の後半から、「これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる」と結ばれています。

また、政府に対する要望としては、今年度の目安は、4月以降に消費者物価が上昇したことから、特に労働者の生計費を重視したものとなっているが、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものである。

そのため、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に要望し、更に生産性向上の支援として業務改善助成金について、現行コロナ特例などコロナの影響には対応しているが、原材料費等の高騰には対応していないので、原材料費等の高騰にも対応した、より一層実効性のある支援の拡充を強く要望する

としています。

最後に目安の位置付けとしては、「目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配意するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する」としています。

説明は以上です。

土屋会長

ありがとうございました。今、目安について説明がありましたが、その前には、昨年度審議会を取りまとめた報告書への対応についてもご説明いただきました。これらの説明について、委員の皆さんからご意見等ありましたら、お願いします。

須藤委員

はい。

土屋会長

どうぞ。

須藤委員

ご説明ありがとうございました。昨年度の報告書の対応についてもまとめていただきありがとうございました。目安の公益の見解について根拠がわかれば教えてください。例えば、賃金改定状況について1.5%、継続労働者については2.1%、生計費4月3.0%、5月2.9%、6月2.8%、支払い能力についてもコロナ前の水準への回復や、コロナ渦からの改善傾向が見られ、また、宿泊業、飲食業についてはマイナス4.5%と、様々な数値から議論いただいたものと思います。

それを受けて、先ほどの資料の3ページの真ん中あたり、3.3%を基準としてとありますが、この数字がどうやって出たのかちょっとわからないところがありまして。中央の議論の様子を聞いているところがあれば、どうやって3.3%という数字が出てきたのか教えていただきたい。

賃金室長

3.3%という数字ですが、公益委員見解のイの労働者の生計費のところで、「今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある」とされております。そのうえで3.0%を上回る0.3%について、0.3%の数字的な根拠は特に示されておられません。3.0%を上回ったうえで、各種指標から総合的に勘案したとの説明を受けています。

須藤委員

ありがとうございます。4月の3.0%を超えるということですが、基本的には最新の数字を指標とするのではないかと思いますので、3.0%を超えるのが悪いということではありませんが、そうすると6月の2.8%で見るのではないのでしょうか。総合的に勘案すると、3.0よりは下がるのではないですか。上がるというのがちょっとわからないです。

賃金室長

アの賃金改定状況調査結果で第4表①の賃金上昇率1.5%が平成14年以降で最大値であったことや、第4表③も2.1%と高い上昇率となっていること。

春季賃上げ妥結状況でも2%を超える上昇率と、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転しているというところから、プラスという判断なのだと理解しております。

須藤委員

中央最低賃金審議会において、6月の2.8%という最新の数字ではなく、4月の3.0%に上乘せした理由を、埼玉労働局として中央に確認しているか、ということをお聞きしたいのです。

賃金室長

確認はしておりません。

須藤委員

わかりました。

土屋委員

他の委員からご意見はありますか。

柿沼委員

はい。数字の捉え方については、このあと審議していくということで。ところで、昨年度の目安については、中央の決定が採決でしたが、今年の決め方というか、流れはどうだったのか教えてください。

賃金室長

No.7にありますとおり、労働者側見解、使用者側見解ともに、公益委員見解に不満はあるものの、小委員会報告とすることについては了承したということになっています。

柿沼委員

そこでいくと、昨年とは違って、一昨年以前のこれまでの決め方に戻って、労使それぞれ納得しないところはあるが、理解はするというスタンスで答申したということですね。

並木委員

誰も棄権したということもなく、ですか。

労働基準部長

はい。

土屋会長

他の方からご意見はありませんか。

それでは、議題5のその他でございますが、委員の皆さんから何かございますか。

特にないようでしたら、事務局からはありますか。

賃金室長

特にありません。

土屋会長

議事は全て終了しました。本日の審議会はこれで閉会とします。次回の第4回本審は、8月4日（木）専門部会終了後から開催します。会議及び議事録は公開いたします。本日の審議会はこれで閉会します。

— 了 —